

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人連帯労働者組合（以下「組合」という。）は、平成元年6月に結成された、個人加盟のいわゆる合同労組であり、本件申立時の組合員数は50名である。
- (2) 被申立人学校法人武蔵学園（以下「法人」という。）は、教育基本法及び学校教育法による私立各種学校を設置することなどを目的として、私立学校法の定めに基づき昭和36年5月6日に設立された学校法人であり、肩書地において予備校（私立学校法所定の各種学校に当たる大学受験予備校）を設置・運営していた。

2 事件の概要

平成29年9月に行われた団体交渉において、法人は、法人が運営する予備校の次年度の生徒募集を行わない旨を説明した。組合は、次年度の生徒募集の有無は組合員の労働条件や雇用関係に直接影響する重要な事柄であるなどとして、次年度の生徒募集停止の撤回を強く求めた。それ以降も、団体交渉が開催され、12月7日の団体交渉の席上、法人は、組合に対し、生徒募集停止については経営判断であるから撤回しない旨を説明した。

12月23日、法人は、30年4月から予備校の生徒の募集を行わないことを決議し、3月には、同月31日をもって予備校を廃止し、法人を解散する旨の決議を行った。

6月、法人は、組合員であるAらを同月末日付けで解雇した。

Aらは、5月に東京地方裁判所に対し、解散決議及び生徒募集停止決議の無効確認を請求する訴訟を提起し、7月には上記訴訟に雇用契約上の地位確認請求を追加した。

令和4年7月14日、東京地方裁判所は、雇用契約上の地位確認請求を棄却する判決を下し、その後、東京高等裁判所の控訴棄却を経て、6年7月11日、最高裁判所が上告を棄却するとともに上告不受理を決定し、判決が確定した。

8月27日、組合は、法人に対し、解散認可申請の取下げ、解雇の撤回等を議題とする団体交渉を申し入れたが、法人は回答しなかった。

本件は、8月27日付けで組合が申し入れた団体交渉に、法人が応じなかったことが、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

3 主文

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

- (1) 組合の要求事項は、雇用関係継続中に顕在化していた未清算の労働条件その他の待遇に関する事項に当たるとはいえないことから、Aらが法人の「雇用する労働者」であるということはできず、法人には団体交渉に応ずる義務は存しないといふべきである。したがって、法人が、本件団体交渉申入れに応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとはいえない。
- (2) 組合は、理事長の交代や別件の最高裁判所決定後の事情により、判決確定後の団体交渉による事態の打開の可能性があることから、法人は団体交渉に応ずる義務がある旨を主張する。

しかし、判決確定後に組合が申し入れた団体交渉に、法人が任意で応じて別の解決の道を探ることはあり得るとしても、組合の各要求事項について、法人に団体交渉に応じるべき義務があるということができず、また、理事長の交代や別件最高裁決定後の事情により、予備校の廃止や法人の解散という方針が転換されることが見込まれる事情も特にうかがわれないことからすると、組合の主張は採用することができない。

また、法人は、令和6年8月15日に解散認可申請を取り下げたが、7年1月21日、新たな解散認可申請を行い、法人の解散が改めて認可されたのであるから、団体交渉の開催を必要とするような事情の変更があったということとはできず、別件の最高裁決定時に知り得なかった事実が明らかになったことを理由として団体交渉に応ずる義務があるとの組合の主張を採用することはできない。

5 命令交付の経過

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 申立年月日 | 令和6年9月17日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和8年6月2日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和8年7月15日 |